

資料 3	令和5年度第3回 高知県国保運営協議会
	令和5年12月6日（水）

「高知県国民健康保険運営協議会 運営要綱」の改正について

令和5年12月6日
高知県 健康政策部
国民健康保険課

高知県国民健康保険運営協議会運営要綱の改正について

1 改正の背景

- (1) 県では、県民サービスの向上や行政事務の効率化に向けて、行政手続のオンライン化・ペーパーレス化に取り組んでいることから、高知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）における、オンライン化・ペーパーレス化を進める。
- (2) 協議会の会議の招集について、高知県国民健康保険法施行条例（以下「条例」という。）第5条第1項において、協議会の会議は、会長が招集する、とされているが、会長が不在の際の取り扱いが定められていないことから、新たに定める。

2 高知県国民健康保険運営協議会運営要綱の改正について

(1) 会議録への署名から確認に改める

ア：現行規定及び運用

- 第4条第2項において、会長が指名する2人以上の委員が署名する旨を規定しており、議事録を持参又は郵送し、署名のうえ返送していただいている。

イ：署名の根拠

- 法令及び条例等で義務付けられているものではなく、運営要綱で独自に定めて、運用を行っている。

ウ：改正内容

- 上記1（1）の趣旨を踏まえ、署名を廃止し、会長の指名した出席委員2人が会議録を確認するよう運営要綱を改正する。

エ：確認方法

- 原則、メールによる確認とする。

- ・事務局（県国民健康保険課）から指名委員に会議録をメール送信。
- ・会議録を確認した指名委員が確認した旨を事務局にメールで返信。
- ・指名委員による返信を確認後、事務局が確認者と確認日を会議録末尾に記載。

※：メールを使用できない場合は、郵送やFAX、電話などにより確認を行う。

※：会議録は県ホームページに掲載されるので、改ざん等が無いが、ホームページで適宜確認していただく。

(2) 会長が不在の際の協議会の会議の招集について、知事が招集することと定める

ア：現行規定及び運用

- 条例第5条第1項において、協議会の会議は、会長が招集するとされていることから、会長名で招集している。

イ：改正内容

- 会長が不在の際の招集を円滑に実施するため、条例第6条（この条例に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める）に基づき、会長が不在の際の招集を知事が行うよう運営要綱を改正する。

ウ：運用方法

- 会長が不在の際は、知事名で会議を招集する。

高知県国民健康保険運営協議会運営要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(会議の招集)</u> <u>第2条 会長に事故があるときは、知事が協議会の会議を招集する。</u></p> <p>第3条・第4条</p> <p>(会議録) 第5条 略 2 前項の会議録は、会長が指名する2人以上の委員が<u>確認</u>する。</p> <p>第6条・第7条</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年12月6日から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第2条・第3条</p> <p>(会議録) 第4条 会長は、協議会の議事について、会議録を作成する 2 前項の会議録には、会長が指名する2人以上の委員が<u>署名</u>する。</p> <p>第5条・第6条</p> <p><u>(新設)</u></p>

高知県国民健康保険法施行条例（平成29年12月26日条例第41号）

最終改正:令和4年10月21日条例第39号

改正内容:令和4年10月21日条例第39号 [令和4年10月21日]

○高知県国民健康保険法施行条例

平成29年12月26日条例第41号

改正

令和4年3月25日条例第14号

令和4年10月21日条例第39号

高知県国民健康保険法施行条例をここに公布する。

高知県国民健康保険法施行条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 高知県国民健康保険運営協議会(第3条—第6条)

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金(第7条)

第4章 国民健康保険事業費納付金(第8条—第22条)

第5章 雑則(第23条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)を施行するため、法、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。)、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令(平成29年厚生労働省令第111号。第8条第2項において「納付金等省令」という。)その他の法令及び他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法、施行令及び算定政令において使用する用語の例による。

第2章 高知県国民健康保険運営協議会

(設置)

第3条 法第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、同条第1項の規定により、高知県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員)

第4条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員ごとに当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

2 協議会の委員は、知事が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第6条 施行令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

第7条 法第75条の2第1項の規定により県が市町村に対して交付する国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 前項の普通交付金は、算定政令第6条第2項及び第4項に規定する事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 第1項の特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

- (1) 算定政令第4条第3項の規定により国が災害その他特別の事情がある都道府県に対して交付する特別調整交付金の額のうち、当該市町村の災害その他特別の事情に応じて県に対して交付する額
- (2) 法第72条第3項の規定により国が市町村の取組を支援するため県に対して交付する額のうち、当該市町村の取組に応じて交付する額
- (3) 法第72条の2第1項の規定により県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対する交付に充てる額
- (4) 法第72条の5第1項の規定により国が負担する特定健康診査等費用額(算定政令第4条の6第3項に規定する特定健康診査等費用額をいう。以下この号において同じ。)の3分の1に相当する額及び法第72条の5第2項の規定により県が一般会計から国民健康保険に関する